

令和3年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室
令和4年7月1日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考
介護老人保健施設 (1施設)	令和3年10月 ～ 令和3年12月	自彊館 (田辺市)	(1)施設運営等について				
			・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。	1	1	100%	
特別養護老人ホーム (2施設)		鮎川園 (田辺市)	・事故発生防止のための研修を年2回以上定期的に実施すること。	1	1	100%	
			・事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	1	1	100%	
養護老人ホーム (2施設)		真寿苑 (田辺市)	・契約書について、法人でない連帯保証人を付帯する場合、「極度額」を記載すること。	2	2	100%	
			・ハラスメント対策について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。	1	1	100%	
養護老人ホーム (2施設)		白水園 (紀の川市)	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	1	1	100%	
			・介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上定期的に実施すること。	1	1	100%	
軽費老人ホーム (1施設)		白寿荘 (海南市)	(2)入所者の処遇について				
			・重要事項を記載した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていないので、記載すること。	2	2	100%	
軽費老人ホーム (1施設)		ケアハウスかつらぎ乃里 (かつらぎ町)	(3)防災について				
			・避難訓練及び消火訓練については、年2回以上実施すること。	1	1	100%	
			(4)利用料等について				
			・在宅復帰・在宅療養支援等指標中の入所前後訪問指導割合に関し、改善目標の策定並びに入所者及びその家族等両方への指導記録がなかったため、双方の取組を行い記録すること。	1	1	100%	
			・ターミナルケア加算について、医師が医学的見解に基づき回復の見込みがないと診断した記録が確認されなかったため、今後は記録を行うこと。	1	1	100%	
			・退所時情報提供加算について、入所者の紹介を行う場合、入所者の同意を得ることが必要だが、入所者の同意が確認できなかった。また、日常生活動作能力、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を診療録に添付することとなっているが、各書類の添付がなかったため、入所者の同意を取得し、各書類を診療録に添付するよう取り組むこと。	1	1	100%	
			・緊急時治療管理について、救命救急医療が必要となった入所者に対する投薬・注射・処置等が行われた記録が確認できなかった。については、緊急時治療管理を算定した者について、過去5年間分の自主点検を行い、その結果を報告すること。自主点検の結果、算定要件を満たさないものがある場合は、対象者及び当該対象者の保険者に十分に説明した上で、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行うこと。	1	1	100%	
			・所定疾患施設療養費(Ⅰ)について、肺炎の者に対し、検査が行われた記録が確認できなかった。については算定した者について、令和3年4月以降に実施した事例に関して自主点検を行い、その結果を報告すること。自主点検の結果、算定要件を満たさないものがある場合は、対象者及び当該対象者の保険者に十分に説明した上で、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行うこと。	1	1	100%	
			・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定要件のうち、「介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定及び当該計画に係る研修の実施」(以下「キャリアパス要件(Ⅱ)」という。)について、キャリアパス要件(Ⅱ)に合致するよう、職員の資質向上の具体的な目標を設定し、その内容に沿った研修計画を策定し、実施すること。	1	1	100%	
合計数		6施設	4項目 15事項	17	17	100%	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

令和3年度立入検査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室
令和4年7月1日現在

区分	立入検査等 実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の 件数(件)	改善済 (件)	改善率 (%)	備考
有料老人ホーム (7施設) サービス付き高齢者向け住宅 (6施設)	令和3年10月 ～ 令和4年1月	あさの花 (田辺市)	(1)施設運営等について ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	6	6	100%	
		エルダリーハウスえんがわ (岩出市)	・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	3	3	100%	
		カルフルード・ポ印南 (印南町)	・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	4	4	100%	
		ケアセンター憩いの里船戸 (岩出市)	・夜間業務に常時従事する職員については、6月以内ごとに1回健康診断を実施すること。	1	1	100%	
		ケアセンター憩いの里船戸 (岩出市)	・親族でない2名又は3名が同一の居室に入居する相部屋が存在した。現在の入居者が退去又は居室を移動したときは、新たに入居者を受け入れることなく、全ての居室を個室とすること。	1	1	100%	
		ケアビレッジ御坊 (御坊市)	・重要事項説明書について、記載漏れ、誤りがあるので、現状に合致するよう変更すること。	8	8	100%	
		ケアビレッジ御坊 (御坊市)	・入居契約書について、法人でない連帯保証人を付帯する場合、「極度額」を記載すること。	7	7	100%	
		ケアビレッジ御坊 (御坊市)	・入居契約書に敷金及び家賃の金額を2種類記載しているので、該当する敷金等の額が明確にわかるよう記載すること。	1	1	100%	
		隅田シルバーハイム (橋本市)	・入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を開催すること。	5	5	100%	
		隅田シルバーハイム (橋本市)	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。	1	1	100%	
		ソルマーレ白浜 (白浜町)	・職員の人権に対する正しい理解の習得のため、人権擁護に関する研修を1年に1回実施すること。また、採用時にも人権擁護に関する研修を実施すること。	1	1	100%	
		ソルマーレ白浜 (白浜町)	・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講ずること。	1	1	100%	
		ハイツ六木山 (上富田町)	・衛生管理推進員が任命されていないので、任命すること。	1	1	100%	
はるすの郷・神野々 (橋本市)	・利用者又は家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意をあらかじめ得ておくこと。	1	1	100%			
はるすの郷・神野々 (橋本市)	・事故発生防止のための委員会を定期的に開催すること。	6	6	100%			
ひだまり湯川 (那智勝浦町)	・事故発生防止のための研修を定期的に実施すること。	4	4	100%			
ひだまり湯川 (那智勝浦町)	・事故発生防止等措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	3	3	100%			
リゾートライフこんには (紀の川市)	(2)入所者の処遇について						
リゾートライフこんには (紀の川市)							
リゾートライフこんには (紀の川市)							
リゾートライフこんには (紀の川市)	(3)防災対策について						
リゾートライフこんには (紀の川市)	・災害対策推進員が任命されていないので、任命すること。	1	1	100%			
リゾートライフこんには (紀の川市)	・消防訓練(消火訓練・避難訓練)について、年2回以上実施すること、避難訓練については、年1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を実施すること。	9	9	100%			
リゾートライフこんには (紀の川市)	(4)金銭等管理について						
リゾートライフこんには (紀の川市)	・やむを得ず金銭等を預かる場合は、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法等を管理規程等で定めること。	1	1	100%			
リゾートライフこんには (紀の川市)							
リゾートライフこんには (紀の川市)	(五十音順)						
合計数		13施設	3項目 20事項	65	65	100%	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。